

海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第61号

海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

海岸占用料等徴収条例（平成12年岩手県条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(占用料の算定方法)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表第1により計算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(占用料の算定方法)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表第1により計算した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。